

参考資料

1 補足資料

- 補足資料 1 国内外の主な動向 年表
- 補足資料 2 持続可能な開発目標 (SDG s)
- 補足資料 3 SDG s アクションプラン 2018
- 補足資料 4 生物多様性戦略計画 2011-2020 及び愛知目標
- 補足資料 5 ABS に関する名古屋議定書
- 補足資料 6 世界動物園水族館戦略 概要
- 補足資料 7 ターニング・ザ・タイド 概要
- 補足資料 8 首都圏の主な水族館の比較
- 補足資料 9 認定希少種保全動植物園等 概要
- 補足資料 10 動物の愛護及び管理に関する法律
- 補足資料 11 都立動物園との展示種比較

2 葛西臨海水族園のあり方検討会 委員名簿

3 検討の経緯

国内外の主な動向 年表

	生物多様性関連を中心に抽出		
	世界的動向	国内動向	動物園水族館の動向
2018(H30)			●第10回世界水族館会議の福島開催(11/5~10) (ふくしま海洋科学館)
2017(H29)		SDGsアクションプラン2018 の公表 ABS指針 の施行 種の保存法一部改正(希少種保全動植物園等認定制度の創設)	● 保全の視点からの動植物園等の位置付け
2016(H28)	誰一人取り残さない社会	持続可能な開発目標(SDGs)実施指針の策定	●日本鯨類研究協議会の設立
2015(H27)	持続可能な開発目標(SDGs) の採択		●会員投票でWAZA残留を決定(JAZA) ○イルカを追い込み漁で導入した場合の会員資格停止を 発表(WAZA)
2012(H24)	自然と共生する世界 すべての人々に不可欠な恩恵が与えられる世界	生物多様性国家戦略2012-2020の策定	● 生態系サービス(海の恵み)の持続的な利用
2011(H23)		海洋生物多様性保全戦略 の策定	● 都立動物園マスタープラン の策定(東京都)
2010(H22)	生物多様性戦略計画2011-2020及び愛知目標 の採択	生物多様性国家戦略2010の策定	
2009(H21)		絶滅のおそれのある野生動植物種の生息域外保全に関する基本方針策定	○ ターニング・ザ・タイト の発表(WAZA)
2008(H20)		生物多様性基本法の制定	● 水族館と動物園の相違点 ● 統合的な保全活動
2005(H17) ~2001(H13)	2005~2001:ミレニアム生態系評価 2001(H13):ミレニアム開発目標(MDGs)の策定		○2005(H17): 世界動物園水族館保全戦略 の発表(WAZA) ○2004(H16):WAZA総会 残酷な方法で動物を受け入れてはならないことが決議
2000(H12) ~1991(H3)	1992(H4):生物多様性条約、気候変動枠組条約の採択	1995(H7):生物多様性国家戦略の策定 1993(H5):環境基本法の制定 1992(H4):種の保存法の制定	●1996(H8):第4回世界水族館会議の東京開催(葛西臨海水族園)
1990(H2) ~1981(S56)			●1989(H元): ズーストック計画 の策定(東京都) ●1988(S63):種保存委員会の設置(JAZA)
1980(S55) ~1971(S46)	1980(S55):世界環境保全戦略の策定		
1970年代以前	1973(S48):ワシントン条約採択 1971(S46):ラムサール条約採択	1963(S38):鳥獣保護法の制定 1956(S31):都市公園法の制定 1951(S26):博物館法の制定	●1939(S14):日本動物園水族館協会(JAZA)の設立 ○1935(S10):世界動物園水族館協会(WAZA)の設立

注釈: ●は国内、○は世界の動向

持続可能な開発目標 (SDGs)

持続可能な開発のための2030アジェンダ

1 持続可能な開発目標 (SDGs) とは

前身: ミレニアム開発目標 (Millennium Development Goals: MDGs)

- 2001年に国連で策定。2000年に採択された「国連ミレニアム宣言」と、1990年代の主要な国際会議で採択された国際開発目標を統合したものの。
- **発展途上国向けの開発目標として、2015年を期限とする8つの目標を設定。**
(①貧困・飢餓、②初等教育、③女性、④乳幼児、⑤妊産婦、⑥疾病、⑦環境、⑧連帯)

- ✓ MDGsは一定の成果を達成。一方で、未達成の課題も残された。
 - 極度の貧困半減(目標①)やHIV・マラリア対策(同⑥)等を達成。
 - × 乳幼児や妊産婦の死亡率削減(同④、⑤)は未達成。サブサハラアフリカ等で達成に遅れ。
- ✓ また、15年間で国際的な環境も大きく変化し、新たな課題が浮上。
 - ・ 環境問題や気候変動の深刻化、国内や国際間の格差拡大、民間企業やNGOの役割の拡大など。

持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals: SDGs)

- 2015年9月の国連サミットで全会一致で採択。
- **先進国を含む国際社会全体の開発目標として、2030年を期限とする包括的な17の目標を設定。**(詳細:次頁。17の目標の下に、更に細分化された169のターゲットあり。)
- 「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し(=人間の安全保障の理念を反映)、**経済・社会・環境をめぐる広範な課題に、統合的に取り組む。**
- **全ての関係者(先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等)の役割を重視。**

出典: 外務省ホームページ

2 持続可能な開発目標 (SDGs) の詳細



日本自身の課題に関係が深い目標の例 ⇒実施には、多くの国内省庁が関係。

- 成長・雇用 ●クリーンエネルギー ●イノベーション ●循環型社会 (3R: Reduce Reuse Recycle 等)
- 温暖化対策 ●生物多様性の保全 ●女性の活躍 ●児童虐待の撲滅 ●国際協力 等

【参考】持続可能な開発目標(SDGs)の詳細

目標1 (貧困)	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
目標2 (飢餓)	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
目標3 (保健)	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
目標4 (教育)	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
目標5 (ジェンダー)	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。
目標6 (水・衛生)	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
目標7 (エネルギー)	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。
目標8 (経済成長と雇用)	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。
目標9 (インフラ、産業化、イノベーション)	強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。
目標10 (不平等)	各国内及び各国間の不平等を是正する。
目標11 (持続可能な都市)	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
目標12 (持続可能な生産と消費)	持続可能な生産消費形態を確保する。
目標13 (気候変動)	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
目標14 (海洋資源)	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
目標15 (陸上資源)	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
目標16 (平和)	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
目標17 (実施手段)	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

SDGsの特徴

①MDGsの深堀り(例:極度の貧困→あらゆる貧困)



②先進国にも関わりの深い新たな課題



日本自身の課題に関係が深い目標の例 ⇒実施には、多くの国内省庁が関係。

- 成長・雇用 ●クリーンエネルギー ●イノベーション ●循環型社会(3R:Reduce Reuse Recycle 等)
- 温暖化対策 ●生物多様性の保全 ●女性の活躍 ●児童虐待の撲滅 ●国際協力 等

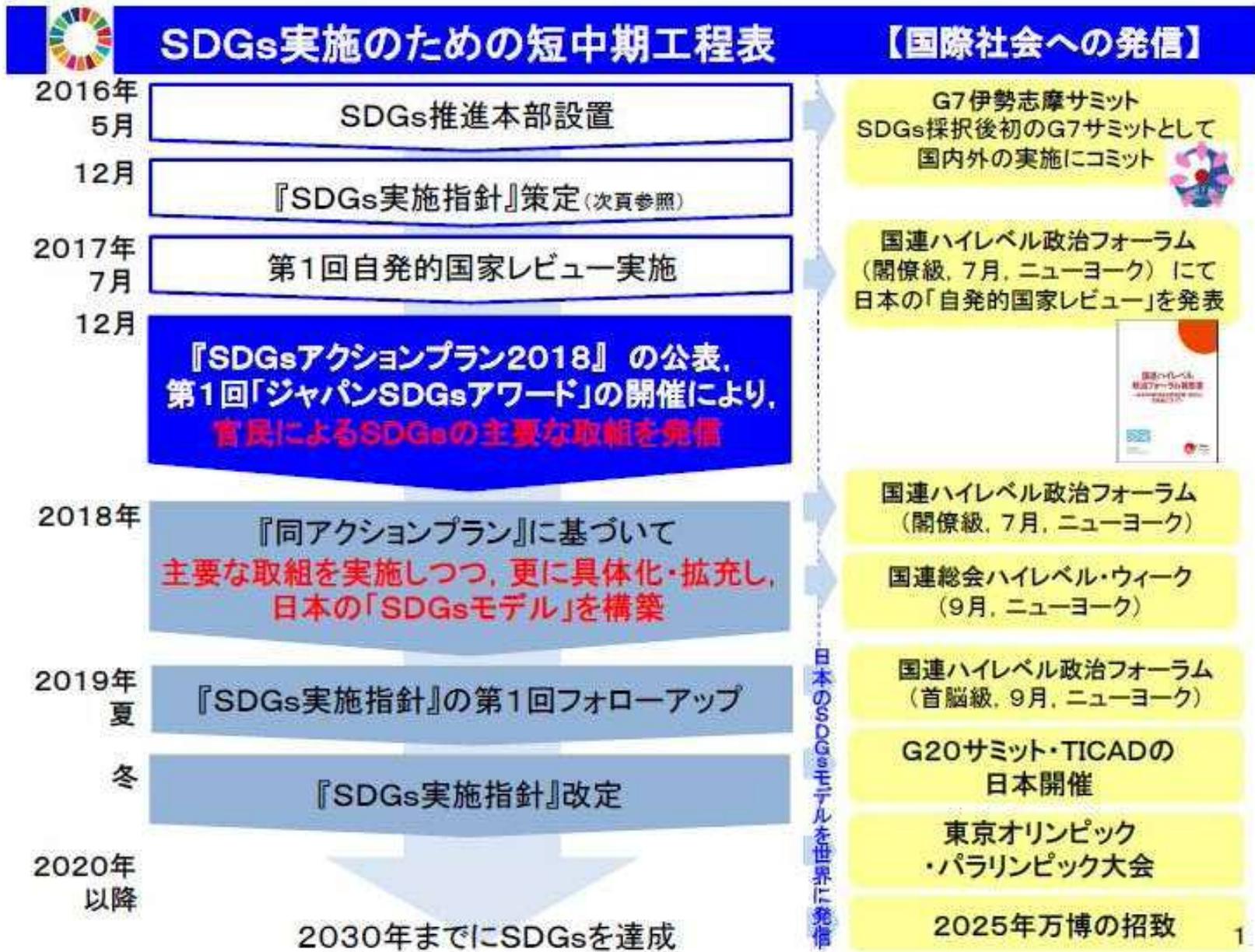


配付資料1

SDGsアクションプラン2018
～2019年に日本の「SDGsモデル」の発信を目指して～

平成29年12月
SDGs推進本部

SDGsアクションプラン2018



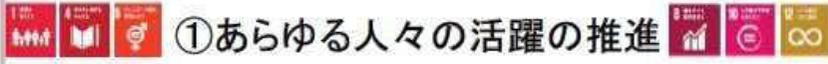
【参考】 『SDGs実施指針』の概要 (SDGs推進本部第2回会合において決定)

【ビジョン】 「持続可能で強靱,そして誰一人取り残さない,経済,社会,環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す。」

【実施原則】 ①普遍性, ②包摂性, ③参画型, ④統合性, ⑤透明性と説明責任

【フォローアップ】 2019年までを目処に最初のフォローアップを実施。

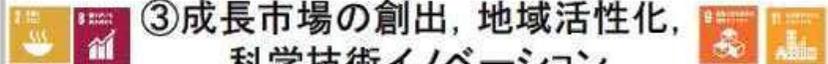
【8つの優先課題と具体的施策】

 **①あらゆる人々の活躍の推進**

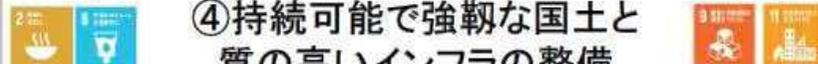
- 一億総活躍社会の実現
- 女性活躍の推進
- 子供の貧困対策
- 障害者の自立と社会参加支援
- 教育の充実

②健康・長寿の達成 

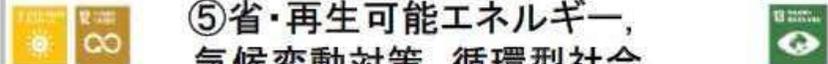
- 薬剤耐性対策
- 途上国の感染症対策や保健システム強化, 公衆衛生危機への対応
- アジアの高齢化への対応

 **③成長市場の創出, 地域活性化, 科学技術イノベーション**

- 有望市場の創出
- 農山漁村の振興
- 生産性向上
- 科学技術イノベーション
- 持続可能な都市

 **④持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備**

- 国土強靱化の推進・防災
- 水資源開発・水循環の取組
- 質の高いインフラ投資の推進

 **⑤省・再生可能エネルギー, 気候変動対策, 循環型社会**

- 省・再生可能エネルギーの導入・国際展開の推進
- 気候変動対策
- 循環型社会の構築

 **⑥生物多様性, 森林, 海洋等の環境の保全**

- 環境汚染への対応
- 生物多様性の保全
- 持続可能な森林・海洋・陸上資源

⑦平和と安全・安心社会の実現 

- 組織犯罪・人身取引・児童虐待等の対策推進
- 平和構築・復興支援
- 法の支配の促進

⑧SDGs実施推進の体制と手段 

- マルチステークホルダーパートナーシップ
- 国際協力におけるSDGsの主流化
- 途上国のSDGs実施体制支援



SDGsの推進を通じて企業・地方・社会を変革し、経済成長を実現するとともに世界に展開

日本の「SDGsモデル」の方向性

少子高齢化や国際社会共通の課題への対応等、**SDGs達成に向けて**、日本の科学技術イノベーション力や情報のチカラ、そして「誰一人取り残さない」との信念の下、**世界に率先して行動**。そのため、**SDGsに本気で取り組む日本の企業や地方を後押ししつつ、国内の隅々、そして世界へと取組を展開するための取組**について、次回会合までに、**更なる具体化と拡充を検討**。SDGsが創出する市場・雇用を取り込みつつ、国内外のSDGsを同時に達成し、**日本経済の持続的な成長につなげていく**。

<p>I. SDGsと連動する「Society 5.0」の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> SDGsが掲げる社会課題や潜在ニーズに効果的に対応すべく、破壊的イノベーションを通じた「Society 5.0」や、「生産性革命」を実現。 経団連「企業行動憲章」の改定を支持し、民間企業の取組を更に後押し。 <p>民間企業への支援策等を年末までに検討。</p> <ul style="list-style-type: none"> ベンチャー企業への支援を含む「SDGs経営推進イニシアティブ」や、投資促進の仕組み 「SDGsのための科学技術イノベーション」推進に関する国際ロードマップ 等 	<p>II. SDGsを原動力とした地方創生、強靱かつ環境に優しい魅力的なまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 各地方のニーズや強みを活かしながらSDGsを推進し、地方創生や、強靱で環境に優しい魅力的なまちづくりを実現。 政府が一体となって、先進的モデルとなる自治体を支援しつつ、成功事例を普及展開。 <p>「自治体SDGsモデル事業」を新規創設し、政府一体となった支援体制を構築。 東京オリンピック・パラリンピック開催準備や万博誘致を通じて、SDGsの認知度向上と実施を推進。</p>	<p>III. SDGsの担い手として次世代・女性のエンパワーメント</p> <ul style="list-style-type: none"> 発信力・創造力豊かな次世代や、SDGsの目標でもある女性をエンパワーメント。 国内では、「働き方改革」、「女性の活躍推進」、「人づくり革命」などを着実に実施。 国際協力では、「人間の安全保障」に基づき、保健、女性、教育、防災等への支援を推進。 <p>SDGsを主導する次世代の育成を強化。「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)」の推進に向けて、今後約29億ドルを支援。</p>
--	--	--

日本の「SDGsモデル」の具体化と、世界に発信・展開のための主要な取組の強化

2018年は、「日本SDGsモデル」の方向性を踏まえつつ、**同モデルの具体化に向けて、『SDGs実施指針』の8分野に関する政府の主要な取組に注力**する。これら取組も含め、**官民のベストプラクティスを蓄積・共有し、得られた知見・技術を地球規模に展開**することで、国内外におけるSDGs達成のためのより幅広い取組につなげていく。

<p>①あらゆる人々の活躍の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 働き方改革の着実な実施 女性の活躍推進 心、情報、交通の「バリアフリー」 次世代の教育振興 若者・子供、女性に対する国際協力 	<p>②健康・長寿の達成</p> <ul style="list-style-type: none"> データヘルス改革の推進 UHC推進のための国際協力 感染症対策の研究開発 	<p>③成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治体SDGsモデル事業の実施 「Connected Industries」の推進 「i-Construction」の推進 農業人材力の強化 	<p>④持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 「コンパクト+ネットワーク」推進 「レジリエント防災・減災」の構築 防災に資する廃棄物処理・浄化槽等の整備 質の高いインフラ投資 	<p>⑤省エネ・再エネ、気候変動対策、循環型社会</p> <ul style="list-style-type: none"> 東京オリンピック・パラリンピックに向けた持続可能性の配慮 再エネ・省エネの導入 循環型社会の構築 食品廃棄物・食品ロスの削減 	<p>⑥生物多様性、森林、海洋等の環境の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> 持続可能な農業の推進、林業の成長産業化 「国立公園満喫プロジェクト」推進 総合的海洋観測網の構築、海洋資源の持続的利用推進 	<p>⑦平和と安全・安心社会の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> 子供の不慮の事故、性被害の防止 再犯防止対策の推進 女性に対する暴力根絶 「法の支配」の促進に関する国際協力 平和のための能力構築
<p>⑧SDGs実施推進の体制と手段</p>	<p>【政府一丸となった取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たな経済政策パッケージを含む、政府の主要政策を通じて、政府一体となったSDGsの推進 	<p>【広報・啓発の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> SDGsの認知度向上のための広報・啓発 「ジャパンSDGsアワード」の実施 2025年万博誘致を通じたSDGsの推進 	<p>【官民パートナーシップ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境・社会・ガバナンス(ESG)投資の推進 地域への未来投資を推進するための企業支援 開発途上国のSDGs達成に貢献する企業・地方の支援 	<p>民間企業への新たな支援策を検討</p>	<p>3</p>	<p>3</p>



「SDGs実施指針」優先課題①【主な取組】:あらゆる人々の活躍の推進

女性の活躍推進

あらゆる分野における女性の活躍を推進すべく、例えば、以下の取組を実施。

(30当初4.4億円, 29補正1.5億円)

- 女性活躍情報の「見える化」の徹底・活用の促進
- 各種調達を通じたワーク・ライフ・バランスの推進
- 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- 経済分野における女性リーダーの育成
- 組織トップの女性活躍へのコミットメント拡大
- 男性の家事・育児等への参画促進
- 地域における女性活躍の一層の加速

なでしこ銘柄



東京証券取引所と共同で、「女性活躍推進」に優れた上場企業を「中長期の成長力」のある優良銘柄として、投資家に紹介。

働き方改革の着実な実施



働き方改革を着実に実行すべく、例えば、以下の取組を実施。(30当初3194億円, 29補正24.7億円)

- 同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善
- 長時間労働の是正や、柔軟な働き方がしやすい環境の整備(時間外労働の上限規制、産業医・産業保健機能の強化等)
- 生産性向上、賃金引上げのための支援
- 女性・若者の活躍の推進(子育て等で離職した正社員女性等の復職支援や男性の育児取得の促進、若者に対する一貫した新たな能力開発等)
- 人材投資の強化、人材確保対策の推進
- 治療と仕事の両立、障害者・高齢者等の就労支援



テレワークの推進

テレワークの普及展開を図るため、セミナーの開催、先進事例の収集及び表彰、「テレワーク・デイ(7月24日)」や「テレワーク月間(11月)」の実施等の取組を推進。

若者・子供、女性に対する国際協力

若者・子供に対する支援

平成29年7月に開催された国連ハイレベル政治フォーラムにおいて、子供・若年層に焦点を当てて、教育、保健、防災、ジェンダー分野等を中心に2018年までに10億ドル規模の支援を実施する旨表明。現在、着実に支援を実施中。



途上国における女性起業家の支援

女性起業家資金イニシアティブ(世銀に設置された基金を通じ、途上国の女性起業家や女性が運営する中小企業が直面する様々な障害を克服するための支援実施)に対し、5,000万ドルを拠出予定。

スポーツ・フォー・トゥモロウの推進

2014年から2020年までの7年間で、途上国をはじめとする100カ国・1000万人以上を対象に、日本政府が官民連携でスポーツによる国際協力を推進。



日本型教育の海外展開推進事業(EDU-Portニッポン)の実施

有識者会議、シンポジウム等を通じて関係者間で議論・情報共有を図るとともに、海外見本市への出展、個別相談、パイロット事業(現在25件)の支援等の取組を実施。(30当初0.7億円)



ダイバーシティ・バリアフリーの推進

新・ダイバーシティ経営企業100選



女性、外国人、高齢者、チャレンジド(障害者)など、多様な人材の能力を最大限発揮させることにより、イノベーションの創出等の成果を上げている企業を表彰。

「公共交通機関のバリアフリー」の推進

移動等円滑化の観点から、旅客施設・車両等のバリアフリー化、駅周辺等の面的なバリアフリー化、国民の理解と協力を求める心のバリアフリーを総合的に推進。



「情報のバリアフリー」の推進

デジタル・ディバイドを解消し、誰もがICTの恩恵を享受できるよう、①ウェブサイトの改善、②高齢者・障害者に配慮した通信・放送サービス等の開発・提供等を行うための取組を実施。(30当初5.5億円)

「心のバリアフリー」の推進

外国人・障害者の人権の尊重をテーマとした人権啓発活動に積極的に取り組む。



次世代の教育振興

幼児教育の振興

家庭の経済状況に左右されることなく、全ての子どもに質の高い幼児教育を受ける機会を保障すべく、**幼児教育の無償化に係る支援の充実を図り**その質も向上させる。



初等中等教育の充実

教育の機会均等を図るため、義務教育段階の就学援助や高校生等への修学支援に取り組む。新学習指導要領を実施するとともに、教員の資質能力の向上及び教職員等の指導体制の充実に取り組む。

高等教育の負担費軽減

意欲と能力のある学生が経済状況にかかわらず修学の機会が得られるよう、**大学等の授業料減免、奨学金等をはじめ経済的支援等**の取組を実施。



特別なニーズに対応した教育の推進

障害のある者がその年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、教育内容・方法の改善充実などを図る。

(例:平成30年度から高等学校等においても遠隔による指導を実施。)



SDGsの達成に資する人材育成の強化

アジア太平洋地域におけるユネスコの教育及び科学分野への信託基金や、ESDの推進及びユネスコ活動に係る国内事業者への補助等の取組を通じて**SDGs達成のための人材育成を強化**。





「SDGs実施指針」優先課題②【主な取組】: 健康・長寿の達成

データヘルス改革の推進

平成29年7月に公表した「国民の健康確保のためのビッグデータ活用推進に関するデータヘルス改革推進計画」を踏まえ、今後、主に次の7つのサービスを国民に提供していくことを目指す。(30当初85億円)

全国的なネットワーク構築による医療・介護現場での健康・医療・介護の最適提供

全国的な保健医療ネットワークを整備し、医療関係者等が円滑に患者情報を共有できるサービス

- 初診時などに、保健医療関係者が患者の状況を把握し、過去の健診データや治療履歴等を踏まえた最適な診断や診療の選択肢を提供できる環境を日本全国で構築

医療的ケア児(者)等の救急時や予想外の災害、事故に遭遇した際に、医療関係者が、迅速に必要な患者情報を共有できるサービス

- 医療的ケアが必要な障害児(者)などが、安心して外出でき、災害等にも確実に対応できる環境を提供

国民の健康確保に向けた健康・医療・介護のビッグデータ連結・活用

健康に関するデータを集約・分析し、個人(PHR)や事業主(健康スコアリング)に健康情報を提供するサービス

- 国民や事業主に、健康管理の意義や重要性を、分かり易く訴えかけ、健康増進へ行動変容を促す

健康・医療・介護のビッグデータを個人単位で連結し、解析できるようにするサービス

- 疾病・介護等の予防策や新たな治療法の開発、創薬等のイノベーションの実現



科学的介護の実現

介護の科学的分析のためのデータを収集し、最適サービスを提供(世界に例のないデータベース構築)

- 要介護高齢者の自立、日々の生活を充実
- ケアだけでなく認知症のケアも推進



最先端技術の導入

がんゲノム情報の収集、医療関係者等が活用できるサービス

AI開発基盤に必要なデータを収集し、研究者や民間等が活用できるサービス

- 国民に最適で、効率的かつ個別化された医療を提供
- がんとの闘いに終止符を打つ

国内の健康経営の推進 (※優先課題①にも該当)

企業等が従業員の健康保持・増進に戦略的に取り組む「健康経営」を推進するために、以下の取組を実施。

- 健康経営に関する顕彰制度(健康経営銘柄、健康経営優良法人制度)を実施
- 健康経営を行う企業の裾野拡大や質の高い健康経営に取り組む企業がより評価される環境の整備に向け、健康経営度調査と行政の関係性調査等の取組を実施

医療拠点の輸出を通じた新興国の医療への貢献

新興国等における医療・介護・健康課題の解決に貢献するとともに、伸びゆくヘルスケア市場を取り込み我が国のヘルスケア産業の活性化を図るために、以下の取組を実施。

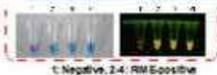
(30当初5.7億円)

- 海外における自立的・持続的な日本の医療拠点(医療サービス拠点、医療機器トレーニングセンター、メンテナンス拠点)の構築支援

アフリカにおける顧みられない熱帯病(NTDs)対策のための国際共同研究プログラム

我が国とアフリカ諸国の大学等研究機関において、以下の取組を実施。(30当初2.5億円)

- NTDsの予防、診断、創薬、治療法の開発等を実施
- 成果の社会実装を目指すとともに、共同研究を通じてアフリカの若手研究者を人材育成



(例)ハンセン病、ヒトアフリカトリパノソーマのLAMPキットの大量生産に成功



(参考)海外のBSL4施設の様子

感染症対策の研究開発

ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)推進のための国際協力

日本が、「人間の安全保障」の理念に基づき、ジャパン・ブランドとして主導するUHCについて、グローバル・地域・国レベルで、公衆衛生危機への備えを含むUHCの進捗を促進するため、今後約29億ドルを支援。

「UHCフォーラム2017」の成果を踏まえ、引き続き指導力を発揮しながら、進捗を評価・フォローアップ。



保健

生涯を通じた基礎的保健サービスの継ぎ目の無いUHCを達成するためには保健システム強化が不可欠であり、以下のような保健サービス(ワクチン、母子保健、感染症対策等)を提供。併せて、これら保健サービス等も通じた保健人材の育成、医薬品のデリバリー、医療情報の整備等を行う。

- 600万件の三大感染症の新規感染を予防、85万人の命を救う
- 小児用の住血吸虫症治療薬の開発により、感染症である3,000万人の子供たちの健康改善に貢献
- 50万人の意図しない妊娠を防止
- 170万人の子供への予防接種を通じ、3万人の命を救う



栄養・水・衛生

栄養、水・衛生分野の取組を進めることはUHCを達成するために不可欠。例えば、以下の取組を実施。

- 10万人超の青少年(7万人の女兒、3万人の男児)に貧血及び栄養不良予防サービスを提供
- 水因性疾患の減少(特に、5歳以下の子供)女性・子供の水汲労働の減少



感染症研究革新イニシアティブ

感染症の革新的な医薬品の創出を図るため、以下の取組を実施。(30当初16億円)

- BSL4施設を中核とした感染症研究拠点に対する研究支援
- 病原性の高い病原体等に関する創薬シーズの標的探索研究等

記載された額は、平成30年度当初予算政府案及び29年度補正予算政府案(12月22日閣議決定)



「SDGs実施指針」優先課題③【主な取組】: 成長市場の創出, 地域活性化, 科学技術イノベーション

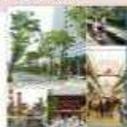
地方におけるSDGs推進

平成29年12月22日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2017改訂版）」において、自治体におけるSDGs達成のためのモデル的な先進事例の創出及びSDGsの普及促進活動の展開を盛り込んだことを踏まえ、以下の通り「自治体SDGsモデル事業」を実施。（30当初5.0億円）

<自治体によるSDGs達成に向けた取組>

- ・ 地域課題の「見える化」
- ・ 自治体内部の執行体制の整備や、ステークホルダーとの更なる連携等、体制づくり
- ・ 自治体の各種計画の策定・改定（計画にSDGsの要素を反映し、進捗を管理するガバナンス手法を確立）
- ・ 課題に応じた地域間の広域連携

政府一体となった
支援体制の構築



成功モデルの
国内における水平展開、
国外への情報発信



農業人材力強化

次世代を担う人材を育成・確保するため、以下の取組を推進。（30当初233億円）

- ・ 就農前の研修、就農直後の経営確立を支援
- ・ 農業法人での実践研修、海外研修への支援、「農業経営塾」の創出事業等を展開



農業分野の女性の活躍推進

女性にとって魅力ある職業として農業が選択されることを目指し、以下の取組を実施。（30当初1.0億円）

- ・ 地域の農業界を牽引する女性農業リーダーとしての資質を備えた女性農業経営者を育成
- ・ 女性が能力を発揮し活躍できるロールモデル経営体を全国に展開（農業界の「働き方改革」を実現）



未来志向の社会づくり

「Connected Industries」の推進

「Society 5.0」を実現するための産業のあり方として、人、技術、機械など様々なものが組織や国を超えてデータを介して繋がり、新たな付加価値の創出と社会課題の解決を目指すため、「Connected Industries」を推進。

（30当初614億円, 29補正101億円）

具体的には、「自動走行・モビリティサービス」、「ものづくり・ロボティクス」、「バイオ・素材」、「プラント・インフラ保安」、「スマートライフ」の5分野と重点取組分野として特定し、政策資源の集中投入を図るとともに、横断的取組のための、特に強力に推進すべき施策として、例えば以下の取組を推進。

- ・ 企業間の協調領域における産業データ共有・利活用を進めるためのF/S調査
- ・ AIベンチャーと大手・中堅企業のグローバル展開を見据えた共同開発支援



（2017年6月ドインで開かれた国際情報通信技術見本市「CeBIT2017」における安倍総理スピーチ）

「i-Construction」(建設現場の生産性向上)

人口減少や高齢化が進む中、建設現場の生産性の向上、働き方改革を進めるため調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新までの全ての建設生産プロセスでICTや3Dデータ等を活用する「i-Construction」を推進。

（30当初19億円, 29補正1.0億円）

- ・ AI等の新技術の開発・現場導入やICT工種の拡大、施工時期の平準化等の取組を拡大



「Society 5.0」を支えるICT分野の研究開発の推進

サイバー空間とフィジカル空間を結ぶネットワークの高度化・多様化に応える社会インフラの構築につながるような、ICT分野の研究開発を推進。

- ・ 情報通信ネットワーク技術の研究開発・標準化
- ・ データの流通・分析を支える技術の開発
- ・ ICTによるイノベーションの創出

（例：グローバルコミュニケーション計画の推進）



IoTサービスの創出

地方公共団体、大学、ユーザ企業等から成る地域の主体が、防災、農業、シェアリングエコノミーなど生活に身近な分野におけるIoTサービスの実証事業に取り組むための支援を行う。（30当初5.0億円）

- ・ 克服すべき課題を特定し、その解決に資する参照モデルを構築
- ・ データ利活用の促進等に必要となるルールの明確化 等



（例：シェアリングエコノミー）

科学イノベーションに関する国際協力

我が国の優れた科学技術と政府開発援助（ODA）との連携により、「地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）」を開発途上国と推進。

- ・ 日本と開発途上国との国際科学技術協力の強化
- ・ 地球規模課題の解決と科学技術水準の向上につながる新たな知見や技術の獲得、これらを通じたイノベーションの創出
- ・ キャパシティ・ディベロップメント



地方創生や未来志向の社会づくりを支える技術・基盤

記載された額は、平成30年度当初予算政府案及び29年度補正予算政府案（12月22日閣議決定）



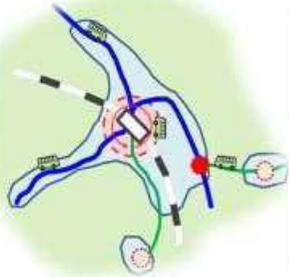
「SDGs実施指針」優先課題④【主な取組】: 持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備

持続可能で強靱なまちづくり

人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市において、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者をはじめとする住民が安心して暮らせるまちの実現を目指す必要があるため、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の実現に向けたまちづくりを促進。

平成26年に改正した都市再生特別措置法及び地域公共交通活性化再生法に基づき、都市全体の構造を見直しながら、

- ・居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能の誘導と、それと連携した持続可能な地域公共交通ネットワークの形成を推進
- ・必要な機能の誘導・集約に向けた市町村の取組を推進するため、計画の作成・実施を予算措置等で支援
- ・関係府省庁で構成する「コンパクトシティ形成支援チーム」を通じ、市町村の取組を省庁横断的に支援



コンパクトシティ
生活サービス機能と居住を集約・誘導し、人口を集積

ネットワーク
まちづくりと連携した公共交通ネットワークの再構築

「レジリエント防災・減災」

あらゆる自然災害に対してレジリエントな社会を構築するため、①予測力、②予防力、③対応力、④回復力の総合的な研究開発を実施。

- ・災害関連データを、関連府省庁が保有する防災関連データと統合し、ビッグデータ解析やAI等で災害予測や災害対応に活用することによって、「レジリエンス災害情報システム」を構築するための取組を推進
 - ＜防災・減災機能の強化のため、災害の予測・予防・対応力を向上させるための研究開発を実施＞
 - 予測: 最新観測予測分析技術による災害の把握と被害推定
 - 予防: 大規模実証試験等に基づく耐震性の強化
 - 対応: 災害関連情報の共有と利活用による災害対応力の向上
- ・首都圏の都市機能維持の観点から、官民一体の総合的な災害対応や事業継続、個人の防災行動等に資するビッグデータを整備
- ・気象災害軽減イノベーションハブにおいて、国立研究開発法人防災科学技術研究所の専門的な知見と地域の産学が連携することにより、地域の経済にも貢献する新たな地域防災システムを創出
- ・地球観測衛星によるアジア太平洋地域の災害監視を目的とした国際協力プロジェクト「センチネルアジア」の推進



左: 超高速インターネット衛星「きずな」
右: 陸域観測技術衛星2号「だいち2号」

上: IoTを用いた地域防災システムの開発

記載された額は、平成30年度当初予算政府案及び29年度補正予算政府案(12月22日閣議決定)

リスク管理型の水の安定供給

「今後の水資源施策のあり方について」(平成27年国土審議会答申)に基づき、既存施設の徹底活用やハード・ソフト施策の連携により、災害や漏水等に対応したリスク管理型の水の安定供給を図る。

(例: 既設ダムのかさ上げにより貯水容量を拡大)

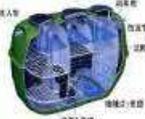


浄化槽整備の推進

汚水処理未普及人口の早期解消や、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進するとともに、浄化槽分野でも低炭素化へ貢献するべく、以下の取組を実施。

(30当初100億円、29補正10億円)

- ・循環型社会形成推進交付金(浄化槽設置整備・浄化槽市町村整備推進)
- ・二酸化炭素排出抑制事業費等補助金(省エネ型中・大型浄化槽システム導入推進)



(浄化槽のイメージ)

大規模災害に備えた廃棄物処理体制

頻発化・激甚化する自然災害により発生する膨大な量の災害廃棄物処理と、今後懸念される東日本大震災を超える規模の首都直下地震や南海トラフ巨大地震を念頭に、災害廃棄物処理システムの強靱化に向けた平時の備えのため、事前の計画の策定及び体制整備等、取組を行う。

(30当初3.2億円、29補正3.4億円)

質の高いインフラ輸出

日本は、「質の高いインフラ投資の推進のためのG7伊勢志摩原則」、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」(平成28年5月発表)等に基づいて質の高いインフラを促進。

(注: 質の高いインフラ輸出の具体的な取組は、本資料の各関連分野に掲載。)

アジア・アフリカにおけるインフラ支援(事例)

タイにおける都市鉄道「レッドライン」(有償資金協力)

タイ国バンコクにおいて都市鉄道(高架鉄道)を整備することにより、増加するバンコクの輸送需要への対応、交通渋滞の緩和、大気汚染問題の改善等に寄与。



ケニアにおける地熱発電計画(有償資金協力)

ケニア中部のオルカリア地熱地帯において地熱発電所等の建設を行うことで、電力供給の安定性の改善を図り、もって投資環境の改善等を通じた同国の経済発展に寄与。



水処理技術の海外展開

特に水環境の悪化が顕著なアジア地域において、以下の取組を実施。(30当初1.7億円)

- ・アジア13ヶ国の水環境行政関係者間の協力体制を構築し、各国の政策課題分析、政策担当者の能力向上を支援
- ・日本発の水処理技術について現地で「実現可能性調査」「現地実証試験」を行い、アジア各国におけるビジネスモデル形成を支援等

〈現地での実証試験の例: 日本の自動給水供給装置をベトナムの食品加工排水処理施設に設置〉



産業基盤整備

産業基盤となる質の高いインフラの整備を行うべく以下のような取組を実施。

- ・高効率でCO2排出削減に資する火力発電等の普及を推進するとともに、発電所建設・改修などを効果的に進めるための「アクションプラン」を策定
- ・電力・水など周辺インフラを含めた、質の高い工業団地の整備を推進



「SDGs実施指針」優先課題⑤【主な取組】：省エネ・再エネ，気候変動対策，循環型社会

徹底した省エネの推進

省エネ法・建築物省エネ法による規制措置に加え、省エネルギー投資促進に向けた支援補助金(※)を始めとする支援措置の両輪で、工場・事業場、住宅、ビルにおける省エネ関連投資を促進し、事業者のエネルギー消費効率改善を推進。

<※の事業内容（30当初600億円）>

(2030年度に対2012年度比で35%改善)

- 工場等における省エネルギー設備への入替支援
- ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)導入支援
- ネット・ゼロ・エネルギー・ビル(ZEB)実証支援
- 住宅の断熱リフォーム支援 等

ZEHによる住宅の省エネ化・低炭素化の促進

2030年度のエネルギー消費効率改善及びCO2排出削減目標達成に向け、ZEH(大幅な省エネを実現した上で、再エネにより、年間で消費するエネルギー量をまかなうことを目指した住宅)の導入を促進。



- ZEHの要件を満たす戸建住宅の新築(既築改修)の導入支援
- ZEHより省エネを更に深掘りするとともに、太陽光発電設備のより効率的な運用等によりエネルギーの自家消費拡大を目指すZEH+の導入支援
- 低炭素化に資する素材(CLT, CNF等)や先進的再エネ熱利用技術のZEHへの導入支援
- 中小工務店が連携して建築するZEHに対する支援

再エネの導入促進

再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立に向け、平成29年4月にコスト効率的な導入を促す改正FIT法を施行。

改正FIT法の適切な運用に加え、系統制約の克服や、規制改革、研究開発など総合的な施策を実施。また、関連して、例えば下記のような予算措置を実施。

- 再生可能エネルギー発電のコスト低減やメンテナンス効率化等を促進する研究開発
- 再生可能エネルギー設備への導入補助

食品廃棄物の削減や活用

食品ロス削減の取組の普及啓発

消費者が食品ロスに対する認識を高め、その削減に向けて消費行動が改善されるよう、以下の取組を実施。

(30当初0.1億円)

- 家庭における食品ロスの削減に資する取組の検討(モニター家庭を対象に実証等)
- 検討結果の全国的な普及・展開



(例：食品ロス削減に向けた啓発用チラシ)

持続可能な循環資源活用に関する総合対策

循環資源の有用な活用方法の確立、及び、利用に係る無駄の削減を図るため、支援を実施。(30当初1.7億円)

特に、食品産業における食品ロス削減に向けては、以下の支援を実施。

- フードバンク活動の推進
- サプライチェーン上の商慣習の見直し事業

等

食品廃棄物等リデュース・リサイクルの推進

食品廃棄物を原料に飼料・肥料等を製造し、これを使用した農畜産物が食品として地域で消費される「リサイクルループ」の構築等、以下の取組を実施。(30当初0.7億円)

- 食品関連事業者による取組の支援
- 食品リサイクル法に基づく安全・安心な3R促進
- 地域力を活かした食品ロス削減等の促進



気候変動影響評価・適応推進

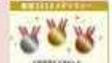
「気候変動の影響への適応計画」に基づき、以下の取組を実施。(30当初8.5億円)

- 気候変動に関する観測・監視及び予測、気候変動影響評価を実施
- 関係府省庁と連携しながら、気候変動適応情報基盤の整備や地域における適応の取組等を推進
- アジア太平洋地域等における気候変動の影響評価支援や気候リスク情報基盤整備等を実施

循環型社会の構築

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた持続可能性の配慮

- 「持続可能性に配慮した運営計画(第一版)」(平成29年1月策定)や「持続可能性に配慮した調達コード(第1版)」(平成29年3月策定)に基づき、環境問題のほか、人権・労働・公正な事業慣行等への配慮、情報発信等に取り組み、持続可能性に配慮した大会運営を通じ、広く社会に持続可能性を重視する姿勢が定着するよう促す。
- 使用済み小型家電由来の金属から入賞メダルを製作する「**都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト**」を通じ、小型家電リサイクル制度の認知度向上、回収量増加を図る。



地域のエネルギーセンターとしての廃棄物処理施設の整備

市町村等が行う、地域の生活基盤を支えるための社会インフラである廃棄物処理施設について、高効率発電設備の整備や余熱利用、防災拠点としての災害時への対応を含めた整備・長寿命化等の支援として取組を実施。(30当初553億円、29補正453億円)

低炭素化にも資する地域循環圏構築の促進

地域ごとの特性に応じた資源循環を構築することで低炭素化を図りつつ、地域の活性化にも資するプランの作成を支援。また、地域の核となる廃棄物処理施設を適切に設置。(30当初4.0億円)



日本の循環産業の戦略的国際展開・育成

世界での廃棄物処理・3Rの実施や廃棄物発電・浄化槽システムの導入を進め、環境負荷の低減にも貢献するための取組を通じて、日本の循環産業の戦略的な国際展開を支援する。(30当初6.0億円)

低炭素技術・3Rの国際協力

日本の優れた環境技術と制度をパッケージとして提供すべく、以下の取組を実施。(30当初87億円)

- アジアを中心とした各国の制度整備、「アジア太平洋3R推進フォーラム」やアフリカのきれいな街プラットフォーム等を通じた協力
- 優れた低炭素技術等の途上国への普及・展開を支援するため、二国間クレジット制度(JCM)資金支援事業を実施

国際展開・国際協力

記載された額は、平成30年度当初予算政府案及び29年度補正予算政府案(12月22日閣議決定)



「SDGs実施指針」優先課題⑥【主な取組】: 生物多様性, 森林, 海洋等の環境の保全

生物多様性・森林

国立公園満喫プロジェクト等の推進

国立公園の保護と利用の好循環を生み出し、優れた自然を守りつつ、地域振興や地域活性化を図るため、以下の取組を実施。(30当初117億円, 29補正20億円)

- 地域の関係機関や関係者で組織した地域協議会において、ステップアッププログラムを推進
- ビジターセンター等公的施設の民間開放により快適な利用環境の整備
- 自然を満喫するアクティビティの充実や自然解説ガイドの養成による利用者満足度の向上
- 登山道、遊歩道、休憩所等、基盤的な利用施設の整備
- 「国立公園オフィシャルパートナー」との連携等による、国内外へのプロモーションの強化
- 先行8公園の成果を全国の国立公園に水平展開



林業の成長産業化と森林の多面的機能の発揮

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を実現するため、意欲と能力のある経営体や、同経営体が森林の管理経営を集積・集約化する地域に対し、関係者が連携し、以下の取組を一体的に実施する。

(30当初1358億円, 29補正125億円)

- 主伐後の再造林
- 間伐や路網整備
- 主伐・再造林の一貫作業
- 人材育成 等



(例:大型トラックが通行可能な幹線となる道の整備)



(例:利用関係の実施)



(例:間伐材の搬出)

気候変動・生物多様性に配慮した持続可能な農業の推進

気候変動・生物多様性に配慮した持続可能な農業を推進するため、以下の取組を推進。(30当初26億円)

①有機農業(オーガニック・ビジネス)等について、営農活動や、その面的拡大に向けた取組を支援

- 生産・実需情報の共有の構築
- オーガニックビジネスの実践支援
- 消費者等の理解増進
- 新規就農促進



②農地土壌の温室効果ガス吸収・排出量について調査、排出削減に資する技術を検証

- 土壌炭素量や堆肥施用量等、農地管理の実態調査
- 温室効果ガス削減に資する農地管理技術の検証
- 調査、検証技術の指導、とりまとめ

地域循環共生圏の構築

河川などの自然によってつながる地域に着目し、森里川海の流域のつながりがもたらす多面的な効果を最大限発揮し、低炭素・資源循環・自然共生の3社会統合を実現するため、以下の取組を推進。(30当初1.2億円) また、これらの取組を通じて地域コミュニティの活性化や地方創生等にも貢献。

- 自然の恵みとのつながりを可視化・評価する手法の開発
- 資金や労力を確保するための方策の検討、活動指針の策定
- 自然の恵みをひきつく国民運動の推進
- これらの取組を、幅広い関係主体の参加・協同等、ボトムアップによって進める新たな仕組みの構築



先行事例:
①河群草原再生
②佐渡のトキをシンボルとした環境配慮型農業の推進
③地域に賦存する木質バイオマスの持続的利用による里山管理と再生可能エネルギーの利用の推進 等

海洋

海洋科学技術に関する研究開発及び海洋調査の推進

- 統合的な海洋の観測網を構築(漂流フロートによる全球的な観測、係留ブイによる重点海域の観測、船舶による詳細な観測等を組み合わせ)
- 得られた海洋観測ビッグデータを基に、革新的な海洋・大気環境予報システムを構築・発信
- 海水下の観測を可能とする自律型無人探査機に係る技術開発を推進
- 地球観測衛星による海洋観測の研究開発を推進



海洋資源の持続的利用推進

海洋資源の持続的な利用を促進すべく、以下の取組を実施。(30当初0.3億円)

- 漁業による偶発的な海鳥類・海亀類等の混獲を回避するための技術の向上
- 水産資源の持続的な利用を目的とした海洋保護区の適切な設定と管理を推進
- IUU漁業撲滅に向けた取組を推進(地域漁業管理機関を通じた措置、違法漁業防止寄港圏措置協定、二国間を通じた措置等)

マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策の推進

マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策を推進すべく、以下の取組を実施。(30当初5.7億円, 29補正27億円)

- 自治体等による回収処理、発生抑制対策への支援
- 海洋中の分布状況や生態系への影響等の実態把握の推進
- 国際的な枠組み等を通じた国際連携の推進



「SDGs実施指針」優先課題⑦【主な取組】：平和と安全・安心の社会

子供の安全

子供の不慮の事故を防止

子供の不慮の事故を防止するため、以下の取組を実施。
(30当初0.1億円)

- ・「子供を事故から守る！事故防止ハンドブック」の配布を通じた保護者等への周知啓発活動
- ・子供の不慮の事故の情報と保護者の意識行動等に関する分析
- ・関係府省庁が連携した取組を推進するための連絡会議の開催

(参考：シンボルキャラクター「アプナイカモ」を活用、テーマソング「おしえてねアプナイカモ」を作成)



子供の性被害の防止

「子供の性被害防止プラン」(平成29年4月決定)に基づき、関係府省庁等が緊密に連携し、以下の6本柱に基づき、88本の施策を推進。

- ・国民意識の向上や国民運動の展開、国際社会との連携強化
- ・性被害に遭わないための児童・家庭の支援
- ・児童に対する加害行為に使用されるツール等に着目した被害の予防・拡大防止対策の推進
- ・被害児童の迅速な保護及び適切な支援の推進
- ・被害情勢に即した取締りの強化と加害者の更生
- ・児童が被害に遭わない社会の実現のための基盤の強化



「法の支配」の促進に関する国際協力

2020年に日本で開催される、刑事司法分野における国連最大規模の会議「国際連合犯罪防止刑事司法会議(コンGRESS)」では、全体テーマとして「2030アジェンダ達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進」を掲げており、日本は、ホスト国として以下の取組を推進。(30当初2.6億円)

- ・SDGs達成のための犯罪防止・刑事司法分野のアプローチについての議論を主導
- ・法遵守の文化の醸成を推進することで、「法の支配」を各国の社会のあらゆるレベルにおいて促進
- ・コンGRESSの準備及びそのフォローアップにおいても、「法の支配」の促進に貢献

ドーハ(カタール)で第13回コンGRESSを開催



女性に対するあらゆる暴力の根絶 (※優先課題①にも該当)

女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、その根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であるため、「女性活躍加速のための重点方針2017」等に基づき、以下の取組を進める。(30当初2.6億円)

- ・性犯罪・性暴力被害者のための「ワンストップ支援センター」の全都道府県への早期設置と運営の安定化(性犯罪・性暴力被害者支援交付金を充実)等
- ・若年層の女性に対する性的な暴力の根絶を図るため、効果的な予防啓発や、被害者支援のための調査研究を実施
- ・配偶者等からの暴力の被害者への支援の充実を図るため、加害者対応のあり方について調査研究を実施
- ・女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり(広報啓発・活動、支援に携わる人材の育成等)

「その契約、大丈夫?」
~知っていますか? AV出演後援問題~
「そのアルバイト、大丈夫?」
~知っていますか? JKビジネス問題~
(例:「AV出演後援」「JKビジネス」等被害防止月間)(毎年4月)

女性に対する暴力を
「ゼロ」に
「なくす運動」
(毎月12日~25日)
(例:「女性に対する暴力をなくす運動」
(毎年11月12日~同月25日))



「再犯の防止等の推進に関する法律」(平成28年12月施行)及び「再犯防止推進計画」(平成29年12月15日閣議決定)に基づき、以下の取組を実施。(30当初130億円、29補正2.4億円)

- ・犯罪をした者等の特性に応じた指導を実施
- ・就労・住居の確保や、保健医療・福祉サービスの利用を促進
- ・学校等と連携した修学支援等の再犯防止対策を推進



犯罪や非行をした者の再犯防止

平和のための能力構築

安全保障分野における課題は、より多様化・複雑化し、もはやどの国も一国では対応することは不可能であり、国際社会が一致して取り組むことが不可欠。そのため、開発途上国の能力を向上させるための支援を行い、支援対象国が自らその解決策を講じるよう促すべく、以下の取組を実施。(30当初3.3億円)

①防衛省・自衛隊が有する知見を活用し、アジア太平洋地域を中心として、支援対象国の軍隊又は関係機関を対象に、継続的に人材育成や技術支援を実施。

- ・自衛隊の専門的な知見を活用して多様な支援を実施。



- ・自律的・持続的な能力向上のため、基礎的な教育から応用まで、計画的に支援を行い、フォローアップを実施。



- ・相手国の能力向上を通して、相手国のみならず、地域・国際社会の平和と安定に寄与。



②能力構築支援の取組は、国際的な安全保障環境の改善、ひいては我が国の安全の確保に貢献。

記載された額は、平成30年度当初予算政府案及び29年度補正予算政府案(12月22日閣議決定)



「SDGs実施指針」優先課題⑧【主な取組】: SDGs実施推進の体制と手段

広報・啓発の推進

SDGsを「知る」から、「行動する」、そして「貢献する」へとSDGs推進の機運を高めるべく、以下の取組を推進。(30当初0.1億円)

- エンタメ業界やメディアと緊密に連携しつつ、認知度向上のための広報・啓発
- 国際フォーラム等において先駆的モデルの発信
- 優れた取組を行う企業・団体等を表彰する「**ジャパンSDGsアワード**」の実施や、**幅広い取組を共有するウェブ・プラットフォーム**の創設を通じて、ベストプラクティスを共有



「本日はまず、SDGsの実施にかける、我々の情熱をお話ししようと思っていました。国内の啓蒙を図る工夫にも、ご紹介したいものがありました。」(第72回国連総会一般討論演説)



万博誘致を通じたSDGsの推進

我が国が誘致を目指す2025年大阪・関西万博では、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに、SDGsの達成に取り組むことを目指している。

誘致活動を通じて、**諸外国と共にSDGsに取り組む官民の姿を発信**するため取組を推進。(30当初18億円,29補正9.7億円)



(参考)博覧会国際事務局(BIE)総会におけるプレゼンテーション

環境・社会・ガバナンス(ESG)投資の推進等

ESGに配慮した投資の促進

ESG・非財務情報開示の手引きとなる「**価値協創ガイドダンス**」を踏まえた企業と投資家の対話の場として、「**統合報告・ESG対話フォーラム**」を開催。

コーポレートガバナンス・コード

企業の行動原則である「**コーポレートガバナンス・コード**」中に、持続可能性を巡る課題への適切な対応を求め、原則を盛り込み。

環境金融の充実・強化

金融を通じて環境への配慮に適切なインセンティブを与え、**グリーン経済**を形成していくことを目的として、以下の取組を進める。(30当初3.8億円)

- 環境情報の開示の基盤整備を中心とした、ESG情報を活用した対話促進
- グリーンボンドの普及促進



SDGsに貢献するベンチャー企業への支援を始めとした「**SDGs経営推進イニシアティブ**」や、**投資促進の仕組み等を年次までに検討**。

民間企業への新たな支援策

地域への未来投資を推進するための企業支援

中小企業等の経営力を向上させ、地域における未来投資の促進を目指す。

そのため、中小企業等の生産性向上に係る関連施策とも連携しつつ、バックオフィス業務等の効率化や、新たな顧客獲得等の付加価値向上に資するITツール、アプリ等のパッケージとして導入できるための支援策を実施。

(29補正500億円)



地方自治体や地方の企業の強みを活かした国際協力の推進

開発途上国のSDGs達成に向けて自治体、中小企業等が有する知見・技術を活かした協力、地方におけるSDGs主流化を促進する以下の取組を展開。

地方におけるSDGsの主流化

- JICA国内機関(北海道、名古屋、関西、四国等)でSDGs展示・セミナーを開催
- 平成29年12月に関西SDGsプラットフォームを創設



地方の知恵を活用した国際協力

地方自治体、大学、NGO等による開発途上国の地域住民を対象とした協力活動をODAで促進。



(事例)香川県の地域医療の経験を活かした連携協力:「タイ妊産婦管理及び難産病のためのICT連携医療支援」

地方の中小企業の優れた技術を活用した海外展開支援

開発途上国の課題解決に資する地方の中小企業等が有する技術・製品等の海外展開を支援。

(事例)多機能フィルター社(山口県)の技術を活かした連携協力:「インドネシア防災・環境保全及び環境再生技術」

開発途上国のSDGs達成に貢献する企業の支援

途上国の課題解決型ビジネス(SDGsビジネス)調査: SDGs達成に貢献するビジネス提案を企業から募集

対象国	原則、JICA事務所が所在のODA対象国
対象企業	日本国登記法人
調査範囲	情報収集・市場調査/ビジネスモデル構築
調査金額	最大5,000万円
調査期間	最長3年間
募集方法	公示(年1~2回)

(事例)味の素社の知見・技術を活かしたガーナ酪乳食米栄養強化食品事業



記載された額は、平成30年度当初予算政府案及び29年度補正予算政府案(12月22日閣議決定)

2010(平成22)年10月 生物多様性条約第10回締約国会議 (COP10) 開催

- ・議長国、日本
- ・新たな世界目標「生物多様性戦略計画2011-2020及び愛知目標」を採択
- ・ABSに関する名古屋議定書を採択

《 生物多様性戦略計画2011-2020 》

■ 長期目標 (Vision) 2050年

- 「自然と共生する」世界
- 「2050年までに、生物多様性が評価され、保全され、回復され、そして賢明に利用され、それによって生態系サービスが保持され、健全な地球が維持され、すべての人々に不可欠な恩恵が与えられる」世界

■ 短期目標 (Mission) 2020年

生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する。
→ 抵抗力のある生態系とその提供する基本的なサービスが継続されることを確保。
その結果、地球の生命の多様性が確保され、人類の福祉と貧困対策に貢献。
そのためには、
(1) 生物多様性への圧力 (損失原因) の軽減・生態系の回復・生物資源の持続可能な利用
(2) 遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分
(3) 適切な資金・能力の促進
(4) 生物多様性の課題と価値が広く認知され、行動につながること (主流化)
(5) 効果的な政策の実施、予防的アプローチと科学に基づく意思決定
が必要。

■ 20の個別目標 (愛知目標)

2020年までに、生物多様性の損失を止めるための、効果的かつ緊急の行動を実施する目標。
この愛知目標は、数値目標を含むより具体的なものとなっている。

※ 愛知目標は、生物多様性条約全体の取組を進めるための枠組みとして位置づけられ、各国が生物多様性の状況や取組の優先度に応じた国別目標を設定し、各国の生物多様性国家戦略の中に組み込んでいくことが求められた。

※ 日本では2012年に生物多様性国家戦略の改定を行い、目標の達成に向けたロードマップを示した。

《 愛知目標 (Target) 》

戦略目標A

各政府と各社会において生物多様性を主流化することにより、生物多様性の損失の根本原因に対処する

- 目標 1 : 人々が生物多様性の価値と行動を認識する。
- 目標 2 : 生物多様性の価値が国と地方の計画などに統合され、適切な場合には国家勘定、報告制度に組み込まれる。
- 目標 3 : 生物多様性に有害な補助金を含む奨励措置が廃止、又は改革され、正の奨励措置が策定・運用される。
- 目標 4 : すべての関係者が持続可能な生産・消費のための計画を実施する。

戦略目標B

生物多様性への直接的な圧力を減少させ、持続可能な利用を促進する

- 目標 5 : 森林を含む自然生息地の損失が少なくとも半減、可能な場合にはゼロに近づき、劣化・分断が顕著に減少する。
- 目標 6 : 水産資源が持続的に漁獲される。
- 目標 7 : 農業・養殖業・林業が持続的に管理される。
- 目標 8 : 汚染が有害でない水準まで抑えられる。
- 目標 9 : 侵略的外来種が制御され、根絶される。
- 目標 10 : サンゴ礁等気候変動や海洋酸性化に影響を受ける脆弱な生態系への悪影響を最小化する。

戦略目標C

生態系、種及び遺伝子の多様性を保護することにより、生物多様性の状況を改善する

- 目標 11 : 陸域の 17%、海域の 10%が保護地域等により保全される。
- 目標 12 : 絶滅危惧種の絶滅・減少が防止される。
- 目標 13 : 作物・家畜の遺伝子の多様性が維持され、損失が最小化される。

戦略目標D

生物多様性及び生態系サービスから得られるすべての人のための恩恵を強化する

- 目標 14 : 自然の恵みが提供され、回復・保全される。
- 目標 15 : 劣化した生態系の少なくとも 15%以上の回復を通じ気候変動の緩和と適応に貢献する。
- 目標 16 : ABSに関する名古屋議定書が施行、運用される。

戦略目標E

参加型計画立案、知識管理及び能力構築を通じて実施を強化する

- 目標 17 : 締約国が効果的で参加型の国家戦略を策定し、実施する。
- 目標 18 : 伝統的意識が尊重され、主流化される。
- 目標 19 : 生物多様性に関する知識・科学技術が改善される。
- 目標 20 : 戦略計画の効果的実施のための資金資源が現在のレベルから顕著に増加する。

《 ABSに関する名古屋議定書 》

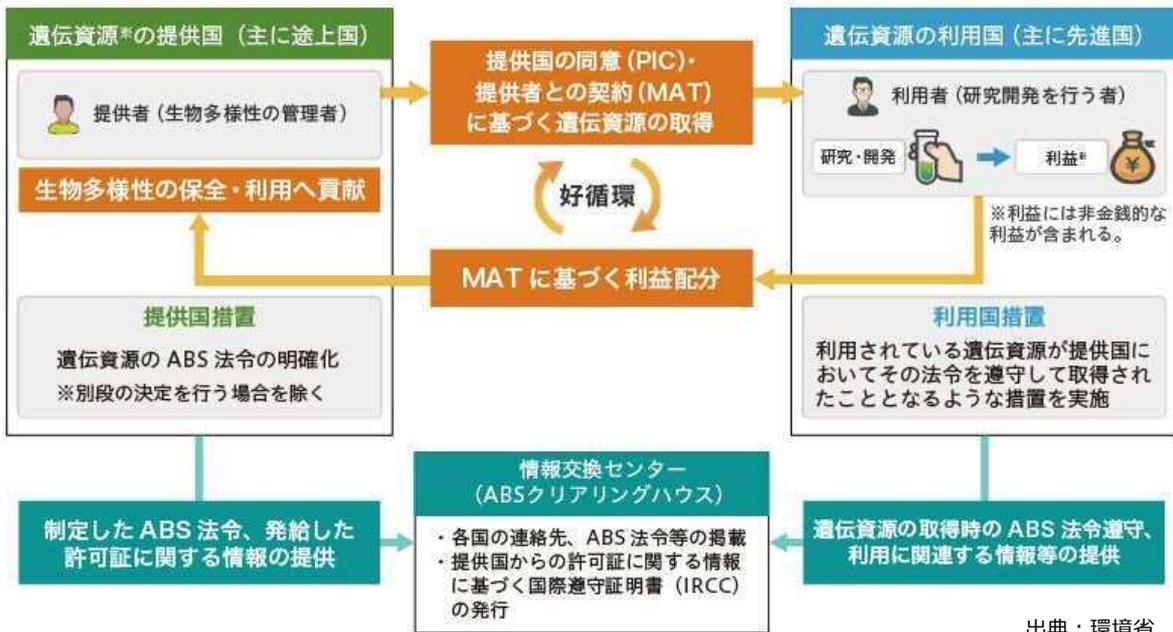
- ・ 正式名称：生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会（ Access ）及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分（ Benefit-Sharing ）に関する名古屋議定書
- ・ 遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分は、生物の多様性に関する条約の3つ目の目的に位置づけられており、条約第15条において次のことを規定

- 各国は、自国の天然資源に対して主権的権利を持ち、遺伝資源への取得の機会（アクセス）について定める権限は、当該遺伝資源が存する国の政府に属する。遺伝資源にアクセスする際は、提供国の国内法令に従う
- 遺伝資源にアクセスする際には、提供国政府による「情報に基づく事前の同意（Prior and informed consent : PIC）」と、提供者との間の「相互に合意する条件（mutually agreed terms:MAT）」の設定が必要

2014(平成26)年10月 名古屋議定書発効
 2017(平成29)年5月 日本は、第193回通常国会で議定書の締結を承認
 ABS指針を公布 ※同年8月20日に効力

(名古屋議定書の概要)

※遺伝資源：有用な遺伝子を持つ動植物・微生物。
 なお、遺伝資源に関連する伝統的な知識も議定書の枠組みの対象に含まれる。



出典：環境省

遺伝資源

遺伝の機能的単位(遺伝子)を含む植物・動物・微生物その他に由来する素材で価値のあるもの
 商業的価値があるものだけではなく学術研究に利用する価値や、将来的な利用価値が見込まれるものも含む

【適用外】

- ・ 遺伝資源に関する情報(DNA情報等)
- ・ 人工合成遺伝子
- ・ 生化学化合物
- ・ ヒト遺伝資源
- ・ H29.8.20より前に海外から取得した遺伝資源
- ・ 一般流通品

遺伝資源の利用

遺伝資源の遺伝的または生化学的な構成に関する研究・開発を行うこと

【適用外】

- ・ 食料・農業植物遺伝資源条約(ITPGR)が適用される遺伝資源の利用
- ・ パンデミックインフルエンザ事前対策枠組み(PIPF)の対象遺伝資源の利用
- ・ 単なる培養、飼育、栽培
- ・ 単なる製造用原材料使用、粉末・抽出物等の配合など

動物園・水族館において、統一された目的や哲学というのはどういうものなのかに込める戦略で、世界動物園水族館協会（WAZA）が平成17年に発表。

動物園・水族館は保全に焦点をあてなければならないとし、動物園・水族館及び植物園のみが、保全活動に関わる全てを行うことができるとしている。絶滅のおそれのある生物種の生息域外繁殖、研究、社会教育、トレーニング、活動に影響を与えること、活動を擁護することなどから、生物種、個体群、あるいはその生息域を生息域内で支援することまでのあらゆる活動を行うことができ、動物園・水族館はアクションを起こす時だとしている。

《構成及びそれぞれのWAZAの目標》

イントロダクション INTRODUCTION

動物園の歴史 HISTORY

1. 動物園がある理由 WHY ZOOS?

- 全ての加盟施設が、統合された自然保全の基本原則により行動される
- 加盟園館は、その財政的資力とスタッフを効率的に配置し、他園館と協働する

2. 継続させていくには HOW TO PROCEED

- 全ての加盟施設は、それぞれの地方、国、地域において生物多様性行動計画や同様の生物種回復計画において、それぞれの保全活動に力を注ぐ
- 動物園・水族館は、ホスト国の他施設や政府部局と協力して働き、一出来るかぎり一 野外で活動する保全スタッフを雇用する
- よく管理された動物園・水族館は、その地域に生息している絶滅のおそれのある種にとっての安全地帯となる

3. 研究 RESEARCH

- 全ての加盟園館は、特に保全に向けた研究活動を推進する
- 加盟園館は研究活動のために資金調達をする
- 新たな研究分野については、保全活動への応用可能性に関してモニターしなければならない
- 全ての繁殖プログラムは、それぞれ特定のプログラムの目標を目指さなければならない
- データは域外個体群から収集されるが、押収動物を受け入れる際にはWAZAのガイドラインを遵守して行われる

4. 教育 EDUCATION

- 教育は動物園・水族館の大きな仕事のひとつであり、また適切な支援を受ける必要がある
- 他の教育施設、組織、省庁との協働体制や、教育課程開発への参加により、保全教育を推進する基盤を作る
- 全てのスタッフが受けることのできる教育プログラムにより、その組織における統一した目標が共有される

5. コミュニケーション COMMUNICATION

- 全ての加盟施設は、目標、言葉、キー・メッセージを熟慮し、戦術と手法を選び、利用できる資源を選択し、モニタリングおよび評価技術を開発することを含むコミュニケーション戦略を採用する

6. 協力体制 COOPERATION

- 動物園・水族館は、あらゆるレベルにおいて強力なパートナーシップを確立する
- 動物園・水族館は、国レベル・地域レベルでの動物園協会の活動に参加する
- 動物園協会は、その地域の政府に対し動物園関連法規の改善について助言し、その加盟園館に対してはその地域の文化に沿った形で保全を行うという道義的な義務を持たせる

《構成及びそれぞれのWAZAの目標》

5. コミュニケーション COMMUNICATION

- 全ての加盟施設は、目標、言葉、キー・メッセージを熟慮し、戦術と手法を選び、利用できる資源を選択し、モニタリングおよび評価技術を開発することを含むコミュニケーション戦略を採用する

6. 協力体制 COOPERATION

- 動物園・水族館は、あらゆるレベルにおいて強力なパートナーシップを確立する
- 動物園・水族館は、国レベル・地域レベルでの動物園協会の活動に参加する
- 動物園協会は、その地域の政府に対し動物園関連法規の改善について助言し、その加盟園館に対してはその地域の文化に沿った形で保全を行うという道義的な義務を持たせる

7. 持続可能性 SUSTAINABILITY

- 全ての園館が環境的持続可能性を実践する
- それらの施設は、天然資源を消耗させずに利用し、どのように持続可能性を達成するかを示す
- 社会の態度や行動がどのように変化させられるかも明示する

8. 倫理と福祉 ETHICS AND WELFARE

- 全ての園館は、手法や専門技術の改善に努力を続ける
- 余剰個体を殺処分することが正当化されず、かつ健康上の問題を引き起こさずに繁殖制限できない場合には、その園館においてはその動物は飼育すべきではない

WAZAについて

保全と持続性のための世界水族館戦略。世界動物園水族館協会が平成21年に発表。

《構成》

9つの戦略から構成

1. 統合保全 Integrating Conservation
2. 野生個体群の保全 Conservation of Wild Populations
3. 科学と研究 Science and Research
4. 個体群管理 Population Management
5. 教育と研修 Education and Training
6. コミュニケーション・マーケティング・広報 Communication, Marketing and Public Relations
7. パートナーシップと政策 Partnerships and Politics
8. 持続的な資源利用 Sustainability
9. 倫理と福祉 Ethics and Animal Welfare

《戦略の主な内容》

1. 統合保全

動物園水族館の主要な目的は、保全に関する活動を全ての面で統合していくことである

- 水族館の運営において「環境にやさしい」持続可能な資源利用の重要性を強調する
- 水生と陸生の生息域の間の密接な関係を強調する
- 保全事業や国際的な機関等をサポートする …等

2. 野生個体群の保全

動物園水族館は、施設内での繁殖、移動、再導入、野生動物の健康、調査、研修、教育から得られた知識、技術そして資源を提供することによって、野生での保全に今後さらなる貢献をしていく

- 少なくとも、最低ひとつの大きな域内プロジェクトを正式にサポートする政策を採用して、専門知識、研修、説明、教育を展開し、キャンペーンや資金集めを行う
- 水族館の運営について、環境に配慮した責任ある姿勢「水族館は野生での種の生存に影響を与えない」などの表明をする
- 館内で絶滅危惧又はモデル種を繁殖させ、野生種の保全をサポートする …等

3. 科学と研究

動物園水族館は、尊敬される科学的研究機関として一般の意識を高め、科学の理解を押し進めることで世界の野生生物のために大きく貢献し、ゆるぎのない科学的決定を行う

- 報告書を定期的に作成・配布し、可能な限り研究結果を学術専門雑誌に発表する
- 館内で収集されている生物を使って、域内の種の保全計画に特に役立つ技術開発をする
- 獣医師であるスタッフを奨励し、支援しながらフィールドでの活動に参加させ、獣医学が必要なフィールドでの保全プロジェクトをサポートする …等

4. 個体群管理

すべての動物園水族館は、小規模な個体群の管理とその利用に関する学術研究の重要な中心施設となり、世界的あるいは地域の共同繁殖計画に参加するべき

- 世界的な種の管理計画、またそれが妥当な場合には、国際血統登録台帳の作成に向けて活動する
- 獣医業務、品質管理、関係する飼育マニュアルの作成と適切な普及、血統登録台帳や種または個体の管理実施計画が正しく運用されているかを把握確認する
- 法律規制ならびに国際的に受け入れられている輸送手続きを遵守する …等

《戦略の主な内容》

5. 教育と研修

動物園水族館の教育的役割は、社会的、文化的に関連づけられ、そして人間の行動や価値観に影響を与えることにより、教育は重要な保全活動のひとつとして見なされる

- すべての年齢の来館者を対象として、基本的な解説、双方向理解と先進の電子通信システムを含むさまざまな学習体験を提供する
- 水族館の中心的な存在価値のひとつとして教育の役割を支持する
- 基準を定めた優先システムを開発し、変化し続ける地域的国際的な基準とトレンドにあわせて教育方針を定期的に見直す
- 地域にある学校と提携して、水生環境教育の授業と教材を提供する
- 域内外の保全プログラムにかかわる職員の理解度を深める …等

6. コミュニケーション・マーケティング・広報

動物園水族館ならびに国と地域の協会は、保全問題と保全における自らの役割をより効果的に伝えていくとともに、野生生物と自然のため最も信頼される代弁者として、広く認められるようになる

- 水生動物関連の保全と持続性の諸問題を特定し説明する方法の開発を行い、一般の人々や政策決定にかかわる人々にこれらの諸問題を効果的に伝える
- 種の大切さと水生生態系（「エコシステムサービス」アプローチ）を人々に強調して、これを保全にかかわるさらに大きな利益に結びつける …等

7. パートナーシップと政策

協力を増やし、影響力を高めることで、動物園水族館は動物管理の標準を高め、保全会社としていくことができ、保全についての教育啓発を進めること、および野生のプロジェクトを支援し続けることができる

- ミーティング、ワークショップおよび会議への定期的出席を通して、世界動物園水族館協会（WAZA）を支援し、プログラムのサポートも行う
- 動物園協会、博物館、大学や研究機関と協力して、会議やセミナーを組織または主催し、レクチャーを行い、教育的展示を作り、分かりやすく使える教材を開発共有して、保全と環境倫理の考えを広く知ってもらう …等

8. 持続的な資源利用

すべての動物園水族館は、その運営のすべての側面において環境にやさしい行動をとり、来館者が持続可能なライフスタイルを実践できる方法を例として示すことによって、リーダーとしての役割を果たす

- 新しい水族館の設計と建設にあたっては、環境にやさしい方法を取り入れ、また既存の水族館が提案している新しい展示では、特にエネルギー消費に関して環境にやさしい方向へ転換する
- 水族館のレストランで消費する魚介類は、IUCN のレッドリストには入っていない種であることを確認する
- 水族館の教育的責任の重要な構成要素として持続性を認識し、また水族館を訪れる人々、最終的には世界の人々の態度と見方、行動を変えることを目標とする
- 自然環境をテーマとした展示の数を増やす方向で考える …等

9. 倫理と福祉

すべての動物園水族館は、倫理原則にしたがい、動物福祉を確立するために、最も高い水準を維持するとともに、保全を目的とした健康な動物の様々な個体群を維持し、保全の情報を市民に明確に伝えていく

- 動物の輸送を担当するすべての水族館スタッフは、旅行規制、衛生、動植物検疫と福祉基準について熟知していなければならない
- 動物を直接ふれる「ふれあい水槽」のような公開の展示に人々が近づくのを定期的にチェックして、動物福祉が損なわれていないか、または来館者の健康が害されていないかを確認する …等

首都圏の主な水族館の比較

名称	東京都葛西臨海水族園	栃木県なかがわ水遊園	アクアワールド 茨城県大洗水族館	鴨川シーワールド	サンシャイン水族館	しながわ水族館	アクアパーク品川	すみだ水族館									
所在	東京都江戸川区	栃木県大田原市	茨城県東茨城郡大洗町	千葉県鴨川市	東京都豊島区	東京都品川区	東京都港区	東京都墨田区									
創立者	東京都	栃木県	茨城県	八洲観光開発(株)	(株)サンシャインシティ	品川区	(株)プリンスホテル	オリックス不動産(株)									
現経営者	同上	同上	(公財)いばらき文化振興財団 ＜指定管理者＞	(株)グランビスタホテル& リゾート	同上	(株)サンシャインシティ	(株)横浜八景島	同上									
H28運営者	(公財)東京動物園協会 ＜指定管理者＞	(公財)栃木県農業振興公社 ＜指定管理者＞	同上	同上	同上	(株)サンシャインシティ ＜管理許可＞	同上	同上									
開園年月日	H元10月10日	H13年7月15日	H27年6月21日	S45年10月1日	S53年10月5日	H3年10月19日	H17年4月8日	H24年5月22日									
延床面積	15,780㎡※	5,777㎡	19,853㎡	48,479㎡	7,989㎡	4,341㎡	11,535㎡	7860㎡									
入園料 ()内は 団体料金	大人 700 (560) 中学生 250 (200) 小学生 無料 65歳以上 350 (280)	大人 600 (480) 小中学生 250 (200) 乳児(小学生未満) 無料	大人 1,850 (1,440) 小中学生 930 (720) 幼児 310 (260) 2歳以下 無料	大人 2,800 (2100) 小中学生 1,400 (1,050) 4歳以上 1,400 (1,050) 65歳以上 2,100	大人 2,000 (1,800) 小中学生 1,000 (900) 4歳以上 630 (630) 65歳以上 1,700 (1,530)	大人 1,350 (1,080) 小中学生 600 (480) 4歳以上 300 (240) 3歳以下 無料 65歳以上 1,200	大人 2,200 (1,980) 小中学生 1,200 (1,080) 4歳以上 700 (630)	大人 2,050 (1,850) 高校生 1,500 (1,350) 小中学生 1,000 (900) 3歳以上 600 (540) 65歳以上 2,100									
入園者数	有料	643,760	46.9%	191,434	67.1%	1,007,192	88.8%	849,312	96.6%	1,247,635	99.8%	486,503	99.9%	1,522,285	87.7%	1,425,618	100.0%
	無料	728,577	53.1%	93,755	32.9%	127,121	11.2%	30,319	3.4%	2,418	0.2%	481	0.1%	213,331	12.3%	0	0.0%
	合計	1,372,337		285,189		1,134,313		879,631		1,250,053		486,984		1,735,616		1,425,618	
飼育動物	魚類	485種 13,403点	281種 12,220点	418種 22,508点	466種 10,554点	329種 9,790点	384種 8,585点	354種 17,710点	194種 2,884点								
	無脊椎動物	488種 58,758点	24種 265点	270種 11,428点	217種 5,245点	207種 8,910点	130種 4,433点	78種 1,113点	83種 2,987点								
	その他	22種 736点	15種 17点	16種 144点	38種 372点	40種 224点	21種 76点	37種 119点	5種 80点								
	合計	995種 72,897点	320種 12,502点	704種 34,080点	721種 16,171点	576種 18,924点	535種 13,094点	469種 18,942点	282種 5,951点								
備考	都立葛西臨海公園内に立地 前身となる上野動物園内の都立水族館から130年の歴史 陸上水槽でクロマグロの群泳展示と産卵で世界で初めて成功 日動水の繁殖賞を国内最多受賞(52件)	那珂川(源流~下流の再現)、国内、世界の淡水魚を中心に展示 360°チューブ型アクリル水槽隣接の商業施設で地元の食文化も発信	県立大洗公園内に立地 大洗沖を再現する1,300tの大水槽 シンボル「サメ」や「マンボウ」を含む世界の海の展示 遊具や子供向け学習ゾーン 地元食材を楽しめるレストラン イルカ、アシカショーを実施	海獣ショーが充実し、有料でふれあいイベントも開催 シャチ、イルカ、ペルーガのショーを実施 宿泊施設を併設	サンシャイン60内に立地 コンセプト「天空のオアシス」 癒しやくつろぎなど、大人も満足できる水族館 貸切でのウエディングも実施 アシカショーを実施	しながわ区立公園内に立地 東京湾にそそぐ川と海の生きものを展示 アクリルトネル水槽 アザラシ館を増築 イルカ、アシカ、アザラシショーを実施	アトラクションや画像コーナーが充実 光と音楽を利用したショーを実施 サンゴを見ながらのカフェバーを併設 イルカ、アシカ、オットセイ、ペンギンのショーを実施	東京スカイツリータウン内に立地 伊豆諸島、小笠原諸島の海を展示 日本最大の金魚展示ゾーン ペンギン、オットセイ等の大人向けワークショップを実施									

※印は年報記載内容を修正

出典:(公財)日本動物園水族館協会「平成28年度 日本動物園水族館年報」

首都圏の主な水族館の比較

名称	(株)京急油壺マリンパーク	新江ノ島水族館	横浜・八景島シーパラダイス	【友好提携館】 ふくしま海洋科学館 アクアマリンふくしま	【国内来園者数 1 位】 沖縄美ら海水族館	【国内来園者数 2 位】 大阪・海遊館	【国内来園者数 3 位】 名古屋港水族館								
所在	神奈川県三浦市	神奈川県	神奈川県横浜市	福島県いわき市	沖縄県国頭郡本部町	大阪府大阪市	愛知県名古屋市								
創立者	京浜急行電鉄(株)	江ノ島ピーエフアイ(株)	(株)横浜八景島	福島県	国土交通省（建設省）	大阪ウォーターフロント開発(株)	名古屋港管理組合								
現経営者	(株)京急油壺マリンパーク	同上	同上	同上	独立行政法人都市再生機構	(株)海遊館	同上								
H28運営者	同上	同上	同上	(公財)ふくしま海洋科学館 <指定管理者>	(一財)沖縄美ら海財団 <営業契約>	同上	(公財)名古屋みなと振興財団 <指定管理者>								
開園年月日	S42年11月1日	H16年4月16日	H5年 5月8日	H12年 7月15日	平成14年11月1日	平成2年7月20日	平成4年10月29日								
延床面積	9,964㎡	12,804㎡	20,032.5㎡	15,233.08㎡	19,000㎡	28,300㎡	41,528.57㎡								
入園料 ()内は 団体料金	大人 1,700 (1,360) 中人 1,300 (1,040) 小人 850 (680) 3歳以上 450 (360)	大人 2,100 (1,890) 高校生 1,500 (1,350) 小中学生 1,000 (900) 幼児 600 (540) 65歳以上 2,100	大人 3,000 (2,700) 小中学生 1,750 (1,580) 幼児 850 (770) 65歳以上 2,450 (2,210)	大人 1,800(1,500) 小~高校生 900(750) 事前申請のある学校団体は無料	大人 1,850(1,480) 高校生 1,230(980) 小中学生 610(490) 6歳未満 無料	大人 2,300(2,000) 小中学生 1,200(1,000) 4歳以上 600(500) 3歳以下 無料 60歳以上 2,000	大人 2,000(1,800) 高校生 2,000(1,600) 小中学生 1,000(800) 4歳以上 500(400)								
入園者数	有料	253,755	92.9%	1,799,578	99.6%	1,530,576	100.0%	406,585	79.3%	3,309,250	91.2%	2,379,725	100.0%	1,104,545	56.1%
	無料	19,421	7.1%	7,309	0.4%	0	0.0%	106,309	20.7%	319,082	8.8%	0	0.0%	862,941	43.9%
	合計	273,176		1,806,887		1,530,576		512,894		3,628,332		2,379,725		1,967,486	
飼育動物	魚類	261種 2,750点	332種 28,156点	491種 124,617点	461種 75,476点	440種 17,619点	400種 44,000点	441種 32,783点							
	無脊椎動物	47種 254点	279種 9,353点	262種 5,289点	275種 21,505点	294種 2,694点	90種 1,600点	209種 5,305点							
	その他	15種 442点	13種 79点	33種 241点	34種 527点	17種 292点	25種 147点	18種 278点							
	合計	323種 3,446点	624種 37,588点	786種 130,147点	770種 97,508点	751種 20,605点	515種 45,747点	668種 38,366点							
備考	神奈川の絶滅危惧種50種、相模湾の深海生物等を展示 メガマウス、ダイオウイカ等の深海生物を標本展示 イルカ、アシカショーを実施	相模湾、太平洋、生物をテーマとした展示 国の研究機関と深海生物の長期飼育についての共同研究 水族館と別棟に体験学習施設（神奈川県所有、運営は江の島ピーエフアイ、料金無料）を併設 イルカ、アシカショーを実施 H29年JAZA脱退	複合型海洋レジャー施設内に立地 光、音楽、映像と生きものショーとの融合 イルカ、シロイルカ、オキゴンドウ、オタリアショーを実施	「海を通して『人と地球の未来』を考える」の理念と、環境水族館宣言 福島海の特徴「太平洋の潮目」がテーマ 福島県浜通りの海山川の生態系を再現し、「体験」や「いのちの教育」を重視	植物園等とともに、国営公園（海洋博公園）内に立地 自然豊かな沖縄の海をそのまま展示するコンセプト 国内最大7,500tの大水槽 観光・リゾート地の重要な拠点（集客性の重視） 楽しみながら学ぶ事のできる展示	大型商業施設、宿泊施設等とともに、複合型アミューズメント施設を構成 地球と生きものが作用しあう生命体であることを踏まえ、“太平洋”を中心に、多様な環太平洋の自然環境をめぐる展示	海洋博物館、商業施設等と一体として「ガーデンふ頭」を構成 イルカ、シャチ、ペレガ、イワシの群泳のショーを実施								

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部改正（平成29年）により創設。平成30年6月1日に施行。

《動植物園等の定義》

動物園、植物園、水族館、昆虫館（これらに類するものを含む）

《希少野生動植物種保存基本方針》

第七 認定希少種保全動植物園等に関する基本的な事項（新たに追加）

1 種の保存に資する動植物園等の認定

絶滅危惧種の保存施策の充実のため、動植物園等が有する種の保存に係る公的な機能の明確化及びその機能を十分に発揮できる体制を構築する目的で創設。

動植物園等の設置者又は管理者からの申請により、一定の基準に適合した動植物園等を認定。

申請対象種：当該動植物園等で取り扱う全ての希少野生動植物種

緩和措置：当該種の個体の適切な移動は、譲渡し等の規制が適用されない

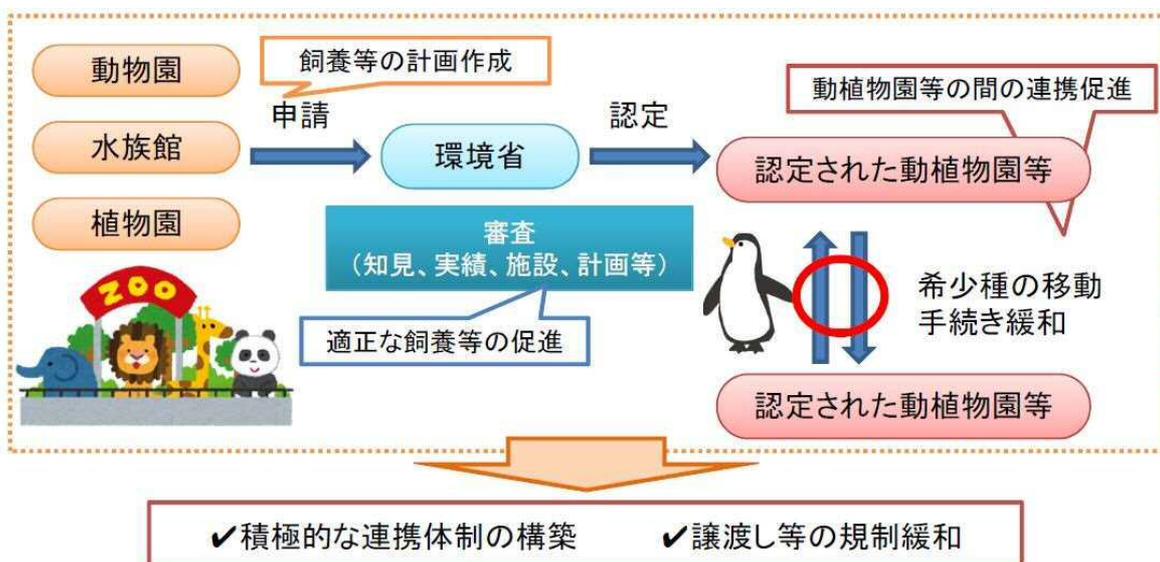
2 認定の審査及び認定後の取扱い

審査の内容

- ・飼養等及び譲渡し等の目的、実施体制、飼養栽培施設
- ・飼養等及び譲渡し等に関する計画
- ・取り扱う希少野生動植物種に係る繁殖への取組
- ・生息地等における生息、生育状況の維持改善への取組
- ・疾病、傷病への対応
- ・普及啓発に係る展示の方針
- ・個体の取得経緯等
- ・申請者の適格性

認定後の取扱い

- ・飼養等及び譲渡し等に関する記録及び報告
- ・認定は5年ごとに更新
- ※更新の際は再審査



《目的》

動物の虐待や遺棄を防ぎ、動物の適正な取扱いや動物の健康と安全を守ることを通じて、命を大切に作る心豊かで平和な社会を築くとともに、動物をただかわいがるだけでなく、正しく飼養し、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害や、騒音や悪臭など生活環境の保全上の支障を防止することを目指す。

人と動物の共生する社会



出典：環境省「動物の愛護及び管理に関する法律のあらまし」平成24年改正版

《ガイドライン》

人の管理下にある動物（哺乳類、鳥類、爬虫類）を次の4つに分類し、それぞれについて、適正に動物を取り扱うためのガイドラインを定めている。

家庭動物	家庭や学校などで飼われている動物 「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」
展示動物	展示やふれあいのために飼われている動物（動物園、ふれあい施設、ペットショップ、ブリーダー、動物プロダクションなど） 「展示動物の飼養及び保管に関する基準」
実験動物	科学的目的のために研究施設などで飼われている動物 「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」
産業動物	牛や鶏など産業利用のために飼われている動物 「産業動物の飼養及び保管に関する基準」

出典：環境省「動物の愛護及び管理に関する法律のあらまし」平成24年改正版

○展示生物に関するガイドラインの主な内容

- ・ 共通基準として、①動物の健康及び安全の保持（飼養及び保管の方法、施設の構造等、飼養保管者の教育訓練等）、②生活環境の保全、③危害等の防止、④人と動物の共通感染症に係る知識の習得等、⑤動物の記録管理の適正化、⑥輸送時の取扱い、⑦施設廃止時の取扱いを規定している。
- ・ 動物園等における展示では、展示方法として、動物本来の形態、生態及び習性を観覧できるようにすることとしている。
観覧者に対し、動物園動物等にみだりに食物等を与えないことや、動物を傷つけ、苦しめ、驚かさないことを遵守するよう、指導するとしている。
展示動物との接触を行う場合は、十分な知識を有する飼養保管者の監督の下に行うとともに、観覧者への指導や動物に適度な休息を与えること等を定めている。

都立動物園との展示種比較

	各園の特徴	主な展示種	具体例
葛西臨海水族園 Tokyo Sea Life Park	人々の海洋への関心を高め、楽しみながら海の自然への認識、水族についての科学的認識が培われる「海と人間の交流」の場 水族園に来園できない方々にうみを届ける、移動水族館事業も実施	● 国内外の海水魚、海産無脊椎動物 ● <u>海藻、海草</u> ● <u>国内外の鳥類</u> ●日本(関東地方)の両生類、淡水魚 など	クロマグロ、アカシュモクザメ、イシサング類、ユウゼン、トビハゼ ジャイアントケルプ、アマモ エトピリカ、フンボルトペンギン アカハライモリ、ヤマメ
井の頭自然文化園 Inokashira Park Zoo	日本産の動物を中心に展示 絶滅危惧種を、国や他園とも協力しながら飼育下での保全活動を実施 かつて井の頭池にも生息していたと考えられる淡水魚(絶滅危惧種)の累代飼育も実施 彫刻館、スポーツランド(ミニ遊園地)も併設	● 日本の哺乳類、鳥類 ● 日本の淡水魚 ●日本の淡水の無脊椎動物、水草 ●日本の爬虫類、両生類 ●海外の哺乳類 など	ツシマヤマネコ、ニホンリス、ヤクシカ、カイツブリ、オシドリ ミヤコタナゴ ミズグモ、クロモ、エビモ オオサンショウウオ フェネック
恩賜上野動物園 Ueno Zoological Gardens	飼育環境を本来の生息地環境に近づけ、野生動物本来の能力や習性を発揮させるように展示 絶滅危惧種を、国や他園とも協力しながら飼育下での保全活動を実施 園内には日本初のモノレール(S32)が通る	● 海外の哺乳類、鳥類 ● 海外の爬虫類、両生類、淡水魚 ●日本の哺乳類、鳥類 ●日本の爬虫類、両生類 など	ニシゴリラ、スマトラトラ、ジャイアントパンダ、ニホンザル、ライチョウ、ハシビロコウ イリエワニ、スッポンモドキ、ベルツノガエル、オオサンショウウオ、オーストラリアハイギョ、アロワナ
多摩動物公園 Tama Zoological Park	自然な姿で見られるように、檻や柵を少なくした広い放飼場での展示 絶滅危惧種を、国や他園とも協力しながら飼育下での保全活動を実施	● 国内外の哺乳類、鳥類 ● 国内外の昆虫 ●日本の爬虫類、両生類、淡水魚 など	ボルネオオランウータン、ユキヒョウ、コアラ、タスマニアデビル、ライオン、アフリカゾウ、アズマモグラ、ニホンイヌワシ、ニホンコウノトリ、クロツラヘラサギ オオゴマダラ、ハキリアリ

●太字は中心的な展示種 ●アンダーラインは園独自の展示種

2 葛西臨海水族園のあり方検討会 委員名簿

五十音順・敬称略

氏名	役職等	備考
池邊 このみ	千葉大学大学院園芸学研究科教授	
海津 ゆりえ	文教大学国際学部国際観光学科教授	
川廷 昌弘	博報堂 DY ホールディングス CSR 推進担当部長	
木下 直之	東京大学大学院人文社会系研究科教授 静岡県立美術館館長	副座長
小林 牧	(～H30. 6. 30) 東京国立博物館 博物館教育課長 (H30. 7. 1～) 独立行政法人国立文化財機構 文化財活用センター副センター長	
佐藤 哲	愛媛大学社会共創学部環境デザイン学科教授	
千葉 千枝子	淑徳大学経営学部観光経営科教授	
西 源二郎	東海大学海洋学部客員教授	座長
鳩貝 太郎	首都大学東京客員教授 国立教育政策研究所名誉所員	

3 検討の経緯

回数	日程	検討内容案
第1回	平成29年 12月20日	葛西臨海水族園の概略、視察
第2回	平成30年 2月21日	葛西臨海水族園が担うべき役割・機能 等
第3回	平成30年 4月20日	葛西臨海水族園が担うべき役割・機能 葛西臨海水族園のあるべき姿 等
第4回	平成30年 6月29日	葛西臨海水族園のあり方検討会 報告書 骨子案
第5回	平成30年 7月27日	葛西臨海水族園のあり方検討会 報告書案